

令和5年第7回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年7月14日（金）午後1時30分から午後1時53分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	欠席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	欠席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席
7区	渡部 和志	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	永澤 広美
6番	荒 勇一郎

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和5年第3回総会までの主な行事について

議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第30号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）につい

会 長 　　ただいまより令和5年第7回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、5番 永澤広美 委員と6番 荒 勇一郎 委員にお願いします。なお、欠席は4番 川上敦史 委員、3区の加藤 博 委員であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第7回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　令和5年第7回総会までの主な行事について、ご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

　　6月16日、福島県農業会議通常総会が福島市で行われまして、鈴木会長が出席しております。

　　6月30日、相双農林事務所管内農業委員会研修会が南相馬市で行われまして、鈴木会長、中村委員、常陸係長が出席しております。

　　7月10日、農地法申請等現地調査として町内において、阿部 庄一委員、後藤委員、小野委員、石田委員、事務局で現地調査を実施しております。

　　7月12日、農業委員会職員協議会総会、福島市において常陸係長が出席しております。

　　7月13日、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選事務研修会がWEB研修会ということで、役場において菅野次長、常陸係長が出席しております。

　　以上です。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます

事務局 　　議案第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番及び2番を併せてご説明いたします。

議案は2ページになります。賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。これにつきましては、農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、2番の賃借人に農地を譲り渡すため、令和5年6月30日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第31号に2番の賃借人への譲渡が上程されております。

以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 　異議なしと認め、議案第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会 長 　議案第30号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番を事務局より説明を求めます。

事務局 　議案第30号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

議案は3ページになります。1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり5千円で貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第30号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案は4ページになります。1番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する畑にいちじくを栽培する計画であります。

2番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田にこれまで通り水稻を栽培する計画であります。

5ページをご覧ください。3番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。譲受人は、取得する畑を南側の自己所有の畑への耕作通路とする計画であります。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

会 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を説明いたします。議案は6ページ、資料は1ページから3ページになります。譲渡人、譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は芥ステーションで、権利の移動は売買による所有権の移転であります。なお、平成28年に農地法の許可を得ずに芥ステーションを建築してしまったため、譲受人より顛末書の提出を受けております。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、いずれも必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、幅員4m以上の道路によって区画されたエリアの面積に占める宅地の割合が40%を超えたことから、第3種農地と判断されます。第3種農地であるため、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会長

この件に関しましては、7月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部(庄)委員

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、7月10日に後藤 一茂委員、小野 裕康委員、石田 敏裕委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案6ページと資料1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料1ページから2ページの記載のとおりで、平たんな土地であります。また、事務局からの説明のとおり、すでに芥ステーションが建設されております。

転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会長

質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

後藤委員

15行政区の芥ステーションであります、申請のとおりであります。

会長

他にございませんか。

[発言する人なし]

会長

それでは、議案32号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 質問もないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

会 長 議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について説明いたします。議案は7ページからになります。7ページの概要で説明いたします。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、新地町長より農業委員会へ意見を求められたため提出するものであります。変更の理由ですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月に福島県の基本方針が変更されたため、基盤法第6条第3項の規定により町の基本構想を変更するものであります。

基本構想の主な変更内容につきましては、大きく4点となります。1点目は、農業を担う者の確保及び育成等に関する事項の追加で、基盤法第5条の基本方針で定める事項として位置づけられたことに伴う追加となります。

2点目は、農業経営・就農支援センターの設置に関する事項の追加で、令和5年4月に県で設置した、農業の担い手を広く確保・育成するための総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を連携する関係機関として追加するものです。

3点目は、地域計画が法定化されたことに関する事項の追加で、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことに伴う追加・修正となっております。

4点目は、今後の変更等を踏まえまして、県の基本方針に即して、項目の見出しや順番、文言等の整理を行い、県の基本方針にあわせるための変更となっております。

基本構想の変更(案)につきましては8ページから47ページ、参考資料として別添の資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(案)新旧対照表」に記載のとおりであります。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 質問もないようですので、議案第33号を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、第33号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について、原案どおり承認いたします。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第7回農業委員会総会を閉会いたします。